

退職後の福祉事業

- 1 宿泊施設の利用
- 2 宿泊保養施設利用補助(任意継続組合員)
- 3 旅行商品特別割引(任意継続組合員)
- 4 特定健康診査(任意継続組合員)
- 5 退職後の貸付け制度

「退職後の福祉事業」としまして、「宿泊施設の利用」、「宿泊保養施設利用補助」、「旅行商品特別割引」、「特定健康診査」、「退職後の貸付け制度」の5点について説明します。

1 宿泊施設の利用

- 退職された**組合員と家族**が公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合、「**宿泊施設特別利用者証**」を窓口に提示すれば、「**組合員料金**」で利用できる。
- 組合員料金等は**公立共済やすらぎの宿【公式サイト】**に掲載
- 宿泊施設特別利用証には利用期限はなく、**生涯利用**できる。
- 対象の宿泊施設は、**公立学校共済組合及び他の共済組合**が経営する宿泊施設
- 「**宿泊保養施設利用補助**」とは**対象施設が異なる**ので注意

2

まず「1 宿泊施設の利用」について説明します。

退職された組合員と家族の方が公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合、宿泊施設特別利用者証を窓口に提示すれば、組合員料金で利用できます。

組合員料金は各施設によって設定が異なりますので、公立共済やすらぎの宿のサイトで御確認ください。

窓口に提示いただく利用者証には利用期限がありませんので、生涯に渡って利用可能となっています。

利用者証の送付を希望される場合は、公立学校共済組合広島支部健康管理係まで御連絡ください。

また、この利用者証が利用できる対象の宿泊施設は、公立学校共済組合が経営する施設と、地方職員共済組合や市町村職員共済組合などの他の共済組合が経営する施設となっています。

次に説明します「宿泊保養施設利用補助」とは対象施設が異なっていますので、利用に当たっては御注意ください。

2 宿泊保養施設利用補助(任意継続組合員)

- 在職中と同様に、共済組合から交付された「**宿泊保養施設利用補助券**」により **施設利用額の一部を割引**(公務利用以外)
- 利用補助を受ける場合は、**任意継続組合員用の様式**に必要事項を記入し、共済組合へ提出し支部長の証明を得ること。
- 再任用などで学校に勤務していても、**所属所ではなく、共済組合に申込み**を行うこと。
- 郵送の場合は、宿泊に間に合うよう、1週間程度の余裕を持ち、早めに提出すること。
- 対象施設・様式は[公立学校共済組合広島支部のHP](#)に掲載

3

それでは、「2宿泊保養施設利用補助」について説明します。

こちらは、任意継続組合員になられた方が利用できるもので、先ほどの共済組合等の宿泊施設とは別の施設も対象となっています。

利用方法にも違いがあり、こちらは、在職中の場合と同様で、利用の都度、共済組合から交付された「宿泊保養施設利用補助券」を対象施設に提出することで、利用額がお安くなるというものです。

この利用補助券の申込みをされるときに、2点注意していただきたいことがあります。

1点目は、「任意継続組合員用の様式」に必要事項を記入すること、2点目は、再任用等で学校にお勤めであっても、申込書の提出先は、所属所の学校ではなく、共済組合であるということです。

申請書の提出・利用補助券の受取は郵送になることが多いと思いますが、宿泊予定日の1週間前に当支部に届くように、早めに提出いただきますようお願いいたします。

この利用補助券が使用できる対象の宿泊施設は、1の共済組合の宿泊施設のほか、当支部が契約している施設となります。様式も掲載していますので、公立学校共済組合広島支部のホームページで御確認ください。

3 旅行商品特別割引(任意継続組合員)

- 特定の旅行商品を利用する際、特別割引を受けることができる。
- 詳細は[公立学校共済組合広島支部のHP](#)に掲載

4

次に、「3旅行商品特別割引」です。こちらも、任意継続組合員の方が利用できる制度です。

対象となる旅行商品や割引率等の詳細は、公立学校共済組合広島支部のホームページに掲載していますので、そちらで御確認ください。

4 特定健康診査（任意継続組合員）

- 40歳以上75歳未満の**任意継続組合員と被扶養者**が対象
- 年に1回、**無料**で受診できる。
- 6～7月に送付する受診券を持参し、指定医療機関等で受診する。
- 人間ドック事業は対象とならないので注意**

5

次に、「4特定健康診査」についてです。

40歳以上75歳未満の任意継続組合員の方と、その被扶養者の方が対象で、年に1回、無料で受診できます。

6月から7月にかけて受診券を送付しますので、指定医療機関等で受診してください。

また、人間ドック事業は、任意継続組合員の方は対象となりませんので、御了承ください。

5 退職後の貸付け制度（任意継続組合員）

- 任意継続組合員が受けることのできる貸付けは、
①「高額医療貸付け」、②「出産貸付け」の2種類。
- 利用可能ではあるが、実際には、短期給付制度でカバー（高額療養費は「限度額適用認定証」の利用で、
出産費又は家族出産費は「直接支払制度」の利用で、
当初の自己負担を抑制できる。）
- 高額療養費、出産費等についての照会は短期給付係へ

6

任意継続組合員の方が利用することができる貸付けは、「高額医療貸付け」と「出産貸付け」の2種類となっています。

ただ、実際には、貸付けを利用しなくても短期給付制度でカバーされるようになっています。

高額療養費、出産費に該当がある場合は、短期給付係にお問い合わせください。

以上で、「退職後の福祉事業」についての説明を終わります。